

## 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月21日

規則第47号

- 改正 平成元年1月20日規則第4号 平成11年3月31日規則第35号  
 平成14年3月29日規則第54号 平成15年3月24日規則第13号  
 平成16年3月26日規則第24号 平成17年3月4日規則第11号  
 平成17年9月26日規則第89号 平成17年12月27日規則第123号  
 令和3年3月31日規則第36号 令和3年7月15日規則第61号  
 令和4年3月18日規則第3号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

## 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年香川県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(書類等の提出)

第3条 条例の規定により知事に提出する書類及び図面は、主たる営業所の所在地を所管する保健福祉事務所又は香川県小豆総合事務所の長に提出しなければならない。

一部改正〔平成11年規則35号・14年54号・16年24号〕

(登録の申請書の様式)

第4条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書（第1号様式）によるものとする。

(登録の申請書の添付書類等)

第5条 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業所附近の見取り図

(2) 保守点検受託浄化槽処理能力別一覧表（第3号様式）

(3) 住民票抄本（法人にあっては、登記事項証明書及び条例第4条第1項第3号に規定する役員の住民票抄本）

(4) 条例第11条第1項に規定する浄化槽管理士の住民票抄本及び浄化槽管理士免状の写し

(5) 前号の浄化槽管理士が浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第10条第2項に規定する技術管理者の資格を有するときは、その資格を有することを証する書類の写し

一部改正〔平成11年規則35号・17年11号〕

(変更の登録の申請書の様式)

第6条 条例第7条第2項において準用する条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者変更登録申請書（第1号様式）によるものとする。

(変更の登録の申請書の添付書類等)

第7条 条例第7条第2項において準用する条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める書類及び図面は、第5条各号に掲げる書類及び図面とする。

(変更の届出)

第8条 条例第8条第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者変更届出書（第4号様式）に第5条各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更を生じた事項に関する書類又は図面を添付して提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第9条 条例第9条第1項の規定による廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書（第5号様式）を提出しなければならない。

(登録証の様式等)

第10条 条例第10条第1項の登録証は、浄化槽保守点検業者登録証（第6号様式）によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による登録証の書換え交付を受けようとする者は、浄化槽保守点検業者登録証書換交付申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

3 条例第10条第3項の規定による登録証の再交付を受けようとする者は、浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書（第8号様式）に汚損し、又は破損した登録証を添付して、提出しなければならない。

(区域)

第11条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める区域は、次の各号に掲げるいずれかの区域とする。

(1) さぬき市、東かがわ市、小豆郡の各町、木田郡三木町及び香川郡直島町の区域

(2) 丸亀市、坂出市、善通寺市並びに綾歌郡及び仲多度郡の各町の区域

(3) 観音寺市及び三豊市の区域

2 前項の規定にかかわらず、2人以上の浄化槽管理士を置く浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士にあっては、前項各号に掲げるいずれかの区域（以下「主担当の区域」という。）のほか、主担当の区域を除く区域（当該浄化槽保守点検業者の他の浄化槽管理士がその主担当の区域内で専任をする営業区域に限る。以下「副担当の区域」という。）を条例第11条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める区域とすることができます。

一部改正〔平成14年規則54号・15年13号・17年11号・123号〕

(器具)

第12条 条例第11条第2項に規定する規則で定める器具は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる器具とする。

(浄化槽の保守点検の委託に係る書面)

第13条 条例第11条第5項ただし書に規定する浄化槽管理者の承諾は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該浄化槽管理者が署名し、又は記名押印した書面によらなければならぬ。

(1) 承諾を得ようとする委託（以下この項において単に「委託」という。）に係る浄化槽の設置場所

(2) 委託をする浄化槽保守点検業者及び委託を受ける浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び住所

(3) 委託の期間

(4) 委託することを承諾をする旨及び承諾の年月日

(5) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 条例第11条第5項ただし書に規定する浄化槽管理者の書面による承諾を得た浄化槽保守点検業者は、前項の書面を同項第3号の期間の満了後3年間保存しなければならない。

追加〔平成17年規則123号〕

(浄化槽管理士証の様式等)

第14条 条例第11条第6項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、知事が交付する浄化槽管理士証（第9号様式）によるものとする。

2 浄化槽管理士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、浄化槽管理士証交付（書換交付、再交付）申請書（第10号様式）に交付を受けようとする浄化槽管理士の写真を添付して提出しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士が法第45条第3項の規定による命令を受けたとき、当該浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士でなくなったとき又は前項の規定により浄化槽管理士証の再交付を受けた後において、亡失した浄化槽管理士証を発見したときは、直ちに、浄化槽管理士証を知事に返納しなければならない。

一部改正〔平成17年規則123号〕

(研修)  
第15条 条例第11条第11項に規定する規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に必要な知識及び技能に関する知事が行う研修とする。  
2 知事は、その指定する者に前項の研修の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。

一部改正〔平成17年規則123号〕

(帳簿記載事項等)  
第16条 条例第11条第12項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。  
(1) 浄化槽ごとの保守点検実施年月日  
(2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名  
(3) 当該浄化槽の設置場所  
(4) 当該浄化槽の型式及び処理能力  
(5) 保守点検の措置  
(6) 条例第11条第10項の規定により通知した浄化槽清掃業者の氏名又は名称  
2 浄化槽保守点検業者は、毎月10日までに、前月中における前項に規定する事項について、帳簿に記載を終了していなければならない。  
3 浄化槽保守点検業者は、帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間保存しなければならない。

一部改正〔平成17年規則123号〕

(身分を示す証明書の様式)  
第17条 条例第15条第3項の証明書は、立入検査員証（第11号様式）によるものとする。

一部改正〔平成17年規則123号〕

#### 附 則

(施行期日)  
1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。  
(区域の特例)  
2 条例施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者で昭和61年3月31日までに条例第4条第1項の規定による登録の申請をするものに係る条例第11条第1項第3号に規定する規則で定める区域は、第11条の規定にかかわらず、当該登録の有効期間の満了するまでの間は、次の各号のいずれかに掲げる区域とする。  
(1) 大川郡、木田郡及び香川郡の各町並びに綾歌郡綾上町、綾南町及び国分寺町の区域  
(2) 高松市及び小豆郡の各町の区域  
(3) 高松市、坂出市及び宇多津町の区域  
(4) 高松市、木田郡及び香川郡の各町並びに綾歌郡綾上町、綾南町及び国分寺町の区域  
(5) 丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡綾歌町、飯山町及び宇多津町並びに仲多度郡の各町の区域  
(6) 坂出市、木田郡及び香川郡の各町並びに綾歌郡綾上町、綾南町、国分寺町及び宇多津町の区域  
(7) 丸亀市、善通寺市、木田郡及び香川郡の各町、綾歌郡綾上町、綾南町、国分寺町、綾歌町及び飯山町並びに仲多度郡の各町の区域  
(8) 丸亀市、善通寺市、観音寺市、綾歌郡飯山町及び綾歌町並びに仲多度郡及び三豊郡の各町の区域  
3 前項に規定する者でその提出する浄化槽保守点検業者登録申請書（第1号様式）に記載する営業区域である市町以外の市町に所在する浄化槽の保守点検の契約を締結しているもの（条例施行の日前に当該契約を締結しているものに限る。）に係る条例第11条第1項第3号に規定する規則で定める区域は、当該契約締結済の浄化槽に限り、昭和61年9月30日（当該契約の期間が同日前に満了するときは、その満了する日）までの間は、前項の規定にかかわらず、当該申請書に記載する営業区域が含まれる同項各号のいずれかに掲げる区域と当該契約に係る浄化槽の所在する市町を合わせた区域とする。  
4 第11条第3号に掲げる区域にある営業区域のうちの一部の営業区域が高松市に編入されることとなる浄化槽保守点検業者に係る条例第11条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める区域については、当該編入される日以後、当該編入される日の条例第3条第1項の規定に基づく登録の有効期間の満了の日までの間は、第11条第3号に掲げる区域に当該編入される営業区域が含まれるものとみなす。

追加〔平成17年規則89号〕

#### 附 則（平成元年1月20日規則第4号）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第3号様式による保守点検受託浄化槽処理能力別一覧表及び交付されている同規則第9号様式による浄化槽管理士証は、それぞれ改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第3号様式による保守点検受託浄化槽処理能力別一覧表及び同規則第9号様式による浄化槽管理士証とみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第35号抄）

#### （施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。  
(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
12 第15条の規定による改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年3月29日規則第54号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第24号抄）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第11号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、（中略）第2条中浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第11条第5号の改正規定は、同月22日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第123号）

#### （施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は同年1月1日から、第2条の規定は同月10日から、第3条の規定は同年3月21日から施行する。

#### （経過措置）

2 第4条の規定の施行の際現に木田郡三木町及び綾歌郡綾川町又は香川郡直島町及び綾歌郡綾川町を営業区域の全部又は一部としている浄化槽保守点検業者に係る浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年香川県条例第14号。以下「条例」という。）第

11条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める区域は、第4条の規定による改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）第11条の規定にかかわらず、その者が現に受けている条例第3条第1項の規定に基づく登録の有効期間の満了の日までの間は、第4条の規定による改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（以下「改正前規則」という。）第11条に掲げる区域とすることができる。

3 第4条の規定の施行の際現に改正前規則附則第4項の規定により高松市に編入される営業区域を改正前規則第11条第3号に掲げる区域に含まれるものとみなされている浄化槽保守点検業者に係る条例第11条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める区域は、改正後規則第11条の規定にかかわらず、その者が現に受けている条例第3条第1項の規定に基づく登録の有効期間の満了の日までの間は、改正前規則第11条に掲げる区域とする。

4 第4条の規定の施行の際現に改正前規則の規定により提出し、又は交付されている書類は、改正後規則の相当規定により提出し、又は交付された書類とみなす。

附 則（令和3年3月31日規則第36号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日規則第61号）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。（後略）

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年3月18日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

浄化槽管理士ごとに備える器具	汚泥厚測定器具、スカム厚測定器具、スカム破碎器具、水素イオン濃度測定器具、透視度計、亜硝酸反応測定器具、残留塩素測定器具、1リットルメスシリンダー、殺虫剤噴霧器具、油差し、手かぎ、ハケツ、柄しやすく、バール、巻き尺、プライヤー、ドライバーセット、モンキースパン、金づち、懐中電灯、洗浄用ホース及びノズル、ブラシ、前記の器具で使用する試薬、薬剤等
営業所ごとに備える器具	水準器、圧力計、はしご、スコップ、棒ずり、電源用ドラム巻取式延長コード、溶存酸素測定器具、混合液浮遊物質濃度測定器具、硫化水素用及びメタンガス用ガス検知器、酸素濃度計、防毒マスク、顕微鏡

第1号様式

<b>香川県証紙欄</b> (消印してはならない。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">営業所の名称、所在地及び電話番号</td> <td style="width: 30%;">営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名</td> <td colspan="3">営業所ごとの営業区域に係る市町名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table>				営業所の名称、所在地及び電話番号	営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名	営業所ごとの営業区域に係る市町名																						
営業所の名称、所在地及び電話番号	営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名	営業所ごとの営業区域に係る市町名																											
<b>浄化槽保守点検業者登録（変更登録）申請書</b>																													
年 月 日																													
香川県 事務所長 殿																													
住 所																													
氏 名																													
(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)																													
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項（第7条第2項において準用する第4条第1項）の規定により登録（変更の登録）を申請します。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">営業区分</td> <td colspan="4">単独処理浄化槽・合併処理浄化槽</td> </tr> <tr> <td>法人の役員の氏名</td> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>新たに設ける営業区域に係る市町名（変更の登録を申請する場合に限る。）</td> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>					営業区分	単独処理浄化槽・合併処理浄化槽				法人の役員の氏名					新たに設ける営業区域に係る市町名（変更の登録を申請する場合に限る。）														
営業区分	単独処理浄化槽・合併処理浄化槽																												
法人の役員の氏名																													
新たに設ける営業区域に係る市町名（変更の登録を申請する場合に限る。）																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">浄化槽管理士の氏名</th> <th style="width: 15%;">浄化槽管理士免状の交付番号</th> <th style="width: 15%;">知事の発行する浄化槽管理士証番号</th> <th style="width: 20%;">専任をする営業区域に係る市町名</th> <th style="width: 25%;">技術管理者の資格の有無</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					浄化槽管理士の氏名	浄化槽管理士免状の交付番号	知事の発行する浄化槽管理士証番号	専任をする営業区域に係る市町名	技術管理者の資格の有無																				
浄化槽管理士の氏名	浄化槽管理士免状の交付番号	知事の発行する浄化槽管理士証番号	専任をする営業区域に係る市町名	技術管理者の資格の有無																									

一部改正〔平成16年規則24号・17年123号・令和3年61号〕

第2号様式 削除

削除〔平成11年規則35号〕

第3号様式

保守点検受託浄化槽処理能力別一覧表 〔市町〕				
処理方式		処理能力	受託基数	
単独処理	全ばっ気方式		20人以下	
			21人以上300人以下	
			301人以上	
単純ばっ気方式	分離接觸ばっ気方式		20人以下	
			21人以上300人以下	
			301人以上	
散水ろ床方式	散水ろ床方式		20人以下	
			21人以上300人以下	
			301人以上	
合併処理	平面酸化床方式		20人以下	
			21人以上50人以下	
	地下砂ろ過方式		500人以下	
活性汚泥方式	分離接觸ばっ気方式、嫌気ろ床接觸ばっ気方式又は脱窒ろ床接觸ばっ気方式		501人以上2,000人以下	
			2,001人以上5,000人以下	
			5,001人以上	
併合処理	回転板接觸方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽		
		51人以上500人以下		
		501人以上2,000人以下		
接觸ばっ気方式			2,001人以上5,000人以下	
			5,001人以上	
2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）				
散水ろ床式			500人以下	
			501人以上2,000人以下	
			2,001人以上5,000人以下	
その他の処理方式（　　）			5,001人以上	
			3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	
			計	

全部改正〔平成11年規則35号〕

第4号様式

## 浄化槽保守点検業者変更届出書

年　月　日

香川県　　事務所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により次のとおり  
届け出ます。

登録番号	第 号
変更事項	
変更理由	
変更前	
変更後	
変更年月日	年　月　日

一部改正〔平成16年規則24号・17年123号・令和3年61号〕  
第5号様式

## 浄化槽保守点検業廃業等届出書

年　月　日

香川県　　事務所長 殿

住 所

氏 名

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第1項の規定により次のとおり  
届け出ます。

登録番号	第 号
氏名 〔法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名〕	
住 所	
廃業等の理由	
廃業等の年月日	年　月　日

一部改正〔平成16年規則24号・17年123号・令和3年61号〕  
第6号様式

## 浄化槽保守点検業者登録証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり登録する。

登 録 番 号	第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
営 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	営業所に置かれる 浄化槽管理士の氏名	専任をする営業区域に係る 市町名 主担当の区域 副担当の区域	

年 月 日

香川県 事務所長 団

一部改正〔平成17年規則123号〕  
第7号様式

## 香 川 県 証 紙 櫃

(捺印してはならない。)

## 浄化槽保守点検業者登録証書換交付申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

次のとおり変更したので、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第2項の規定により、浄化槽保守点検業者登録証の書換え交付を申請します。

登 録 番 号	第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

一部改正〔平成11年規則35号・17年123号・令和3年61号〕  
第8号様式

## 香 川 県 証 紙 櫃

(消印してはならない。)

## 浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者登録証を亡失(汚損、破損)したので、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第3項の規定により、浄化槽保守点検業者登録証の再交付を申請します。

一部改正〔平成11年規則35号・17年123号・令和3年61号〕  
第9号様式

(表 面)

第 号	浄化槽保守点検業者名
写真欄	氏名
	浄化槽管理士証
	香川県 事務所長 団
年 月 日から	年 月 日まで有効
年 月 日発行	

(裏 面)

この証明書を携帯する者は、浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者として浄化槽管理士免状の交付を受けている者です。					
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（抜すい）					
第11条					
6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるとき、又は自ら浄化槽管理士としてその職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させ、又は携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示させ、又は提示しなければならない。					
条例第11条第11項に規定する研修の受講状況	研修受講年月日				
	確認印				

一部改正〔平成元年規則4号・17年123号〕  
第10号様式

## 浄化槽管理士証交付（書換え交付、再交付）申請書

年　月　日

香川県　　事務所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)  
(及び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第7項の規定により浄化槽管理士証の交付（書換え交付、再交付）を申請します。

交付を受けようとする 浄化槽管理士の氏名	書換え交付又は再交付の理由

備考 交付を受けようとする浄化槽管理士の写真（縦4センチメートル、横3センチメートル、上半身無帽、申請時前6月以内に写したもので裏面に氏名を記載したもの）各1枚を添付すること。

一部改正〔平成11年規則35号・17年123号・令和3年61号〕  
第11号様式

## (第1面)

第一号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　名

写

氏　名

真

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

香川県知事

印

## (第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該　当　の　有　無

備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

全部改正〔令和3年規則36号〕、一部改正〔令和4年規則3号〕